

●紫雲寺民俗資料館と加治川展示室について

Q.

先日、加治川展示室と紫雲寺民俗資料館を見学させていただきました。

私一人のために、わざわざ開場してくれただけでなく、対応や説明も非常に丁寧で快く見学することができました。

担当してくださった職員の方々には、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

どちらも小さい展示館ながら、新潟市や東京都内の展示館に見劣りしない、充実の所蔵品と展示で素晴らしかったです。また見学したいと思いました。

しかしながら、やはり事前予約制でしか入れないこと、設備の老朽化等で、せっかくの所蔵品や展示も十分に活かされていらないとも感じ、非常に勿体なく思いました。

特に紫雲寺民俗資料館は、建物も老朽化が大きく、埃っぽいのが見学に障りました。また、眺海荘解体後は駐車場が閉鎖されたため立ち入り禁止で入れず、藤塚浜海水浴場駐車場に駐車して少しばかり歩かないといけないのも不便です。

そこで、紫雲寺民俗資料館は移転をご検討いただきたいです。

移転先としては、旧藤塚浜小学校か旧米子小学校、もしくは旧国保紫雲寺診療所を部分的にでも使えないでしょうか。

これらは、新発田市公共施設等総合管理計画の実施計画を確認しますと、廃止後管理方針未定となっております。

紫雲寺地区公民館にある民俗資料室も休業状態らしく？そこと合わせることも図れるかと思います。

紫雲寺民俗資料館が移転すれば、旧眺海荘一帯の土地に市の施設はなくなるかと思うので、民間売却も図ることができるようになり、一石二鳥ではないでしょうか。

次に加治川展示室について。

こちらは室内も綺麗に整備されており、清掃も行き届いており、エアコンがないことを除けば快適に見学ができました。

展示品や展示棚、説明のパネルも豊富かつ綺麗で、小さな博物館といっても全く差し支えがありません。市内外の展示室と比べても、かなり立派な展示室です。

展示について不満点があるとするなら、展示品のプレートに大まかな年代はあれど、出土品の出土場所（市内のどのあたりか）がないことくらいでしょうか。

これだけ立派な展示室が予約制なのが、やはり非常に勿体なく感じてなりません。私が見学していた短い間にも、隣接する加治川コミュニティセンターでスポーツしていた少年たちや、たまたまコミュニティセンターに来ていた近所の方が覗きに来てくれました。

決して多くはないでしょうが、開けておけば見学者は想定以上にはなるように思います。

展示室に常駐のスタッフを置くことは難しいでしょうが、監視カメラ等を設置して、加治川コミュニティセンターが開館している間は開室できるように（各地区公民館における図書館分館のように）はできないでしょうかね。

以上、見学させていただいた2つの文化施設の感想と提言でした。

きちんと整備すれば、新発田市の観光資源として、十分に活用できるものになると思います。

お忙しいとは思いますが、ご検討のほど、よろしくお願いいたします。

（令和8年8月受付）

A.

「新発田市紫雲寺漁村民俗資料館」及び「新発田市加治川展示室」について、貴重な御意見をお寄せいただき、心より感謝申し上げます。また、両施設を御見学いただき、高い評価を頂戴したこと、大変嬉しく思っております。

紫雲寺漁村民俗資料館は、旧紫雲寺町の地域の方が私財を投じて建設し、漁具や民具など、約 700 点の貴重な資料とともに旧紫雲寺町へ御寄贈いただいた歴史を有する施設です。藤塚浜は、沿岸漁業が盛んであった地域であり、民俗文化が息づいている土地でもあります。この資料館は、地域の歴史や文化を今に伝える象徴的な存在となっています。

一方で、施設の老朽化については市としても認識しており、その活用方法についても課題として捉えております。今後の施設の在り方につきましては、地域の皆様の御意向を最優先に考えながら進めてまいりたいと考えております。

併せて紫雲寺漁村民俗資料館の用地についても御提案をいただきましたが、この土地については藤塚浜財産区からお借りして使用していることから、御提案についての発言は致しかねますことを御理解ください。

次に、加治川展示室について、展示品の出土場所のプレート表示は、ケースの大きさにより、一つずつ付けることが困難なことから、入口の大型の地図にまとめて掲載しております。御理解をお願い申し上げます。

また、常時開場については、職員の常駐が困難なため、防犯対策の点から実施しておりません。今のところ、当日申込の場合でも開館の対応をしていることから、監視カメラ設置による常時開場は考えておりません。ただし、御指摘のとおり、当市の誇る貴重な文化財を多くの皆様に御覧いただきたい思いは同様であり、近年は予約不要の特別公開日も設けております。今後も特別公開日の継続と皆様が来場しやすい日程の検討をしてまいりたいと考えております。

（令和 8 年 9 月 8 日回答）

※上記の回答内容はすべて回答日時点のものであり、現在とは異なる場合があります。

●広報新発田を回覧制にできないのでしょうか？

Q.

町内会の世代交代の時期でもあり、自治会の役員も有志の方々から輪番制へ変わりつつあります。

役員の仕事の中で、特に拘束時間が長いメインの業務は、毎月の広報誌の仕分けし、各組長宅へ配達することだと思っています。

しかし現在、広報の内容はネットでも閲覧でき、中には広報に興味がないという方も多くいます。（手元に置きたい方もいると思いますが...。）

共稼ぎで、人数が多い自治会に関わるとなると、業務内容に軽減化がないと、ボイコットが続き、いずれシステムが崩壊するのではないのでしょうか。

（令和8年9月受付）

A.

広報しばたなどの配布につきましては、市民の皆様に対し公平に情報をお伝えする必要があることから、全ての市民の皆様にお届けするため、現在は各自治会様を通して配布いただいております。

しかしながら、各自治会等の役員について高齢化が進み、役員、担当者の選出に苦慮しているとともに、文書配布においても負担となっている自治会があるとの声もお聞きしており、これまで、文書配布の回数を月3回から月2回へ、さらに昨年10月からは月1回に減らすなどして自治会等の皆様の負担軽減を図ってきたところです。

一方で、配布物の内容につきましては、現在は市ホームページにおいても掲載しており、どなたでも閲覧できる状況となっていることから、御提案にもありますとおり、配布方法の見直しや新たな情報発信方法の確立なども含めて検討していく必要があるものと考えております。

情報提供のあり方については、これまでと同様に広報誌を紙での配布を希望される方もいることから、どのような形で対応していくか、自治会連合会の皆様の御意見もお聞きしながら、今後も市民の皆様に必要な情報をしっかりとお届けできる方法を確立していきたいと考えております。

（令和8年9月16日回答）

※上記の回答内容はすべて回答日時点のものであり、現在とは異なる場合があります。

●選挙における投票管理者・投票立会人の報酬について

Q.

新発田市選挙管理委員会の規約には、投票管理者及び投票立会人の「報酬」は

投票管理者 報酬金額 14,500 円（拘束時間 14 時間、時給換算 1,035 円）

投票立会人 報酬金額 12,400 円（拘束時間 14 時間、時給換算 886 円）

いずれも新潟県の最低賃金を下回っています。我々市民の大半は「報酬」ではなく「費用弁償」と捉えています。したがって、時給 1,500 円程度に上げてもらいたいと思います。

当選挙区においても、安すぎるという声が大半です。

以上よろしく願いいたします。

（令和 8 年 9 月受付）

A.

まず、投票管理者及び投票立会人の皆様には、民主主義の根幹である選挙の公正な執行のため、長時間の職務にわたり多大なる御尽力をいただき、心より感謝申し上げます。

御指摘いただきました投票管理者や投票立会人の報酬につきましては、昔に比べて投票時間が延長されたこともあり、拘束時間の長さに比して現行の手当が十分ではないという御指摘について真摯に受け止めております。

選挙管理委員会に確認したところ、報酬額につきましては、円滑な選挙の執行という公益的な活動に対して、その労力や時間に対してお支払いさせていただくものとして、公職選挙法により国の示す基準に基づき、地方自治体の条例によって定められており、一般的な雇用関係における賃金とは異なる性格を持つものと聞いております。

しかしながら、報酬額につきましては、国においても、地方からの要望や現状の実態を基に、令和 7 年度に改定を行っており、更なる報酬額の改定に向けて、他市町村とも連携し、国に対し強く要望するよう選挙管理委員会に要請したところであります。

（令和 8 年 9 月 25 日回答）

※上記の回答内容はすべて回答日時点のものであり、現在とは異なる場合があります。